

研究機関名：東北大学

受付番号： 2016-1-772
研究課題名：保存有棘細胞癌組織を用いた発癌関連因子に関する後ろ向き観察研究
実施責任者（所属部局・分野等・職名・氏名）： 医学部・皮膚科・助教・藤村 卓
研究期間 西暦 2017年 2月（倫理委員会承認後）～ 2020年 3月
対象材料 ■過去に採取され保存されている人体から取得した試料 ■病理材料（対象臓器名：皮膚） ■生検材料（対象臓器名：皮膚） □血液材料 □遊離細胞 □その他（ ） ■研究に用いる情報 ■カルテ情報 □アンケート □その他（ ） 対象材料の採取期間：西暦 2000年 4月～西暦 2017年 1月 対象材料の詳細情報・数量等： （対象疾患名や数量等の詳細を記すこと。多施設共同研究の場合は、全体数及び本学での数量等を記すこと。） 当科および共同研究施設で診断された有棘細胞癌、日光角化症の保存されている病理組織 皮膚有棘細胞癌検体 50名（本学 30名、他施設 20名予定） 日光角化症検体 50名（本学 10名、他施設 40名予定）を予定する。
研究の目的、意義 本研究は、皮膚有棘細胞癌における発癌関連因子を疾患の病期別に検討し、疾患の進行及び予後との関連を解析することにより、皮膚有棘細胞癌における発癌因子および予後因子を探索することを目的とする。 皮膚有棘細胞癌は皮膚悪性腫瘍の中で2番目に頻度が高く、発癌の原因は多岐にわたることが知られている。近年、ヒト、マウスにおいてケラチノサイトの過形成、癌化に IL-17 が関与していることが注目されている。実際、我々も実臨床で、炎症が有棘細胞癌の発癌、もしくは悪化に関与していることを症例報告レベルで報告してきた。これらの論文は、皮膚有棘細胞癌の発癌において細菌感染を含む炎症が重要な役割を果たすことを示している。 我々は、また、アトピー性皮膚炎の発症に aryl hydrocarbon receptor (AhR)が中心的な役割を果たしていることを示してきた。AhR はケラチノサイトや T 細胞を含む多くの細胞に発現しており、紫外線による皮膚トリプトファンの代謝物や排気ガス中の物質など、古くから有棘細胞癌の発症に関与することが疫学的に知られている物質の多くがそのリガンドとなりうるということが報告されている。また、我々はこれらの AhR の代謝物がヒト培養ケラチノサイト上の多くの proinflammatory cytokine を上昇させることを確認している（unpublished data）。また我々は、IL-17 産生細胞は Th17、NK 細胞などが知られているが、その皮膚への遊走には CCL19、CCL20 のケモカインが関与しており、M2 マクロファージが proinflammatory cytokine の刺激によりこれらのケモカインを産生することを確認している（unpublished data）。 これらの知見に基づき、この度我々は、ヒト有棘細胞癌病理組織中の炎症関連物質と発癌因子を免疫染色、蛍光抗体法を用いて確認し、それらの発現頻度と実際の疾患の病勢、予後との関連を研究する。

実施方法

2000年4月から2017年1月までに当科および共同研究施設で治療を行った有棘細胞癌、日光角化症の皮膚生検もしくは病理標本各50症例を用いて、免疫染色で炎症関連因子、発癌関連因子を検討し、各病期を評価する。各症例は、カルテベースで年齢、性別、病期、組織学的分類を提示する。

本研究に対し、対象者から拒否の申し出があれば、その方の試料・情報は使用しない。ただし、本研究で使用する試料・情報はすべて連結不可能匿名化を行った上で研究を実施する為、連結不可能匿名化後の試料・情報に対して対象者から拒否の申し出があっても対応することはできない。

研究計画書及び研究の方法に関する資料の入手・閲覧方法

研究計画書および研究方法に関する資料は、他の研究対象者等の個人情報及び知的財産の保護等に支障がない限り、下記連絡先より入手可能である。

東北大学医学系研究科皮膚科学分野 藤村 卓
仙台市青葉区星陵町1-1, 022-717-7271

個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「本研究に関する問い合わせ・苦情等の窓口」
東北大学医学系研究科皮膚科学分野 藤村 卓

仙台市青葉区星陵町1-1, 022-717-7271

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。(※手数料が必要です。)

【東北大学病院個人情報保護方針】 <http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入しを情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。(※手数料が必要です。)

【東北大学情報公開室】 <http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合

本研究に関する問い合わせ・苦情等の窓口

東北大学医学系研究科皮膚科学分野 藤村 卓

仙台市青葉区星陵町1-1, 022-717-7271